**ステップアップ講座規程**

1. （目的）

ステップアップ講座(以下本講座)は、FICの各種講座でメインの講師、サブの講師となりFIC事業を推進できる人材を育成することを主たる目的とする。

1. （対象）

本講座はFIC全会員を対象とする。本講座の講師はFIC入会３～5年程度までの会員を主な対象とするが、入会後本格的に活動する機会が無かった会員に対しても講師の機会を提供するものとする。

1. （内容）
2. 講座概要

本講座には座学講座と野外講座を設ける。座学講座は、講師がテーマを発表することに加え、新旧会員が研修テーマについて自由に意見交換できる話題提供型の懇談形式とする。

野外講座は、野外での観察会等を通して講師を育成する為の場を提供することを主目的とする。講座の実施にあたっては、必要に応じてFICの他の活動の協力のもとに実施する。

本講座を通じて、FIC会員の交流、特に入会年次の浅い会員とベテラン会員の交流の場を提供する。

1. 講座の特色

テーマの内容は、森林生態系、林業、森と人のつながり、動植物、菌類、里山活動・森林整備、クラフト、ネイチャーゲーム等森林インストラクター活動に関係した多彩なテーマを取り上げる。発表者に対して参加者が評価・アドバイスし、意見交換・懇談する時間を設けるなど、講座の成果が上がるよう工夫する。

1. 実施場所と実施方式

座学講座は公共施設の会議室等、野外講座は、適切な開催場所において実施する。また、必要に応じてZOOM等を利用したオンライン方式でも実施できるものとする。

1. 実施頻度と時間

年10回程度の実施を目標とする。

座学講座は原則として第4木曜日18:45～20:45(オンライン方式の場合には19:15～21:15)、野外講座は適切な開催場所及び時間とする。

1. （受講料）

受講料はFICの「手当・経費及び収入金処理規程」に定める。

1. （運営体制）
2. 運営スタッフ

担当理事は講座運営のためのスタッフとして、3名程度を置くことができる。スタッフは座学会場の予約申し込み、進行の補佐、報告書作成、講師の募集等にあたる。

1. 企画会議

担当理事は少なくとも年1回以上、本講座の運営方針、内容等を企画するための会議を開催し、FICのニーズに対応した講座内容を企画する。会議の参加者は、担当理事、スタッフ、その他希望する会員とする。

1. 研修サポート

FIC研修担当理事が主催する宿泊研修等について、本講座の担当理事及びスタッフは、研修担当理事の依頼に基づき、業務としてそのサポートを行うことができる。

第6条（経費）

本講座の講師料等の経費はFICの「手当て・経費支払い及び収入金に関する規程」に定める。

スタッフの手当は無償とするが、スタッフとして参加する場合の本講座の受講料は、担当理事を含め免除される。

講師、スタッフに対する交通費は支給しない。ただし理事を含めたスタッフが会場費(船橋中央公民館)の支払いのために別途交通費が発生した場合は実費を支給する。

第7条（個人情報管理）

本講座に関連して収集する、講師、受講者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FICの「個人情報保護規程」に従って管理する。

第8条（安全・保険）

本講座（下見を含む）に関する安全管理は、FICの「安全管理規程」「保険管理規程」に従って実施する。

第9条（その他)

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則1　2021年4月12日　制定、施行

付則2　2023年4月1日　3条、5条、6条改定